

ニセコ町景観条例等の一部を改正する条例（案）の縦覧

「ニセコ町景観条例」を改正したいので、ニセコ町まちづくり基本条例第54条の規定に基づき案を公表し、意見を求める。併せて、「ニセコ町景観条例施行規則」及び「ニセコ町景観条例に定める開発事業の協議に関する指導審査基準」を改正したいので、案を公表し、意見を求める。

令和3年2月5日

ニセコ町長 片山 健也

記

- 1 改正する条例名 ニセコ町景観条例（平成16年ニセコ町条例第14号）
- 2 改正の分類 一部改正
- 3 改正の条例 別紙（案）のとおり

4 改正の理由

本条例において、これまで運用や解釈の中で、開発事業を進めるうえで事業者をお願いしていたことがあった。近年の複雑化する開発事業への対応と今後の景観条例のあり方を踏まえ、以下の内容について明記する。

設計者及び施工者の立場を明確にすることにより、氏名等の公表対象として位置付ける。

工作物に風力発電設備及び太陽電池発電設備を明記し、その取扱いを明確にする。

一団の開発事業の取扱いについて、条例で明文化するとともに判断基準を審査基準において定める。

説明会の開催に併せて、資料の公開を追加する。また説明会の開催、資料の公開について、ただし書き規定として開発事業が景観上の影響が軽微と町長が認める場合は要しない規定を明記するほか、説明会の再開催、資料の再公開を明記する。

同意後、一定期間以上未着手の事業については再協議とする内容を明記する。

その他、文言の整理を行う。

以上の内容を明記し、まちづくりに寄与する開発事業へと本条例の立場から明確に助言・指導等するために、条例の一部改正を行う。

